

ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス支援業務に係る令和 7 年度計画の基本的考え方（案）

1. 事業計画関係

- （１） 初年度である令和 7 年度は、4 月 1 日から支援業務を開始することで、基本業務である負担金及び交付金の算定事務を、外部監査による厳正なチェックの下に、迅速・適確に実施するとともに、令和 8 年 4 月からの負担金徴収、交付金交付事務が適切かつ円滑に実施できるようにする。
- （２） ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス全般について広く国民の理解を頂くため、関係事業者等とも連携し、効果的・効率的な周知広報活動を実施する。

2. 収支予算関係

- （１） 令和 7 年度予算に関する特記事項
 - ① 周知広報費については、初年度であり、広く国民に理解していただくため、全国 5 紙での広告に加え W e b 広告の充実を図り、また、事業計画認可の時期（12 月）と利用者へ請求書が送付される時期（2 月）に重点的に行う。
 - ② 交付金及び負担金の算定事務を適切迅速に実施できるよう、高速度データ伝送役務提供事業者の確定、第二種適格電気通信事業者からを提出される第二種交付金の額の算定をするための資料等を的確かつ迅速に確認するための人員体制を確保・整備する。
 - ③ 他会計との施設の共用等をし、費用を配賦し、適正且つ効率的な運営を行う。
- （２） ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス支援業務に係る予算規模は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	R7 案
支援業務費	197,401
周知広報費	126,142
割合（％）	63.9％